

平成24年第1回定例会 生活文化環境森林常任委員会

説明資料

【議案補充説明】

1. 議案第21号「水道の布設工事、布設工事監督者の資格
及び水道技術管理者の資格を定める条例案」・・・1
2. 議案第44号「三重県立自然公園条例及び三重県自然環境
保全条例の一部を改正する条例案」・・・5
3. 議案第71号「三重県環境基本計画の策定について」・・・9
4. 議案第72号「三重の森林づくり基本計画の変更について」・・・13

【請願説明】

5. 県産材利用拡大のための住宅建設補助制度の存続を求める
請願の処理経過・・・14

【所管事項説明】

6. 「『みえ県民カビジョン・行動計画（仮称）（最終案）』
に関する意見」への回答（環境森林部所管分）・・・15
7. 「みえ県民カビジョン・行動計画（案）」（環境森林部所管分）・・・16
8. 「三重県環境基本計画・推進計画（アクションプラン）（案）」・・・18
9. 産業廃棄物不適正処理事案への対応・・・21
10. 「三重県海岸漂着物対策推進計画」の策定・・・30
11. 浄化槽法定検査に係る指定検査機関・・・34
12. 「第11次鳥獣保護事業計画（案）」
及び「特定鳥獣保護管理計画（案）」の策定・・・36
13. 包括外部監査結果に対する対応・・・38
14. 審議会等の審議状況・・・48

平成24年3月6日

環境森林部

1. 議案第 21 号「水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例案」

1 条例制定について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が平成 23 年 8 月 30 日に公布され、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するにあたり、都道府県の権限の市町村への移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを規定している関係法律を改正する等の所要の措置を講ずる必要があるため、「水道法」の一部が改正され、平成 24 年 4 月 1 日から施行されることになりました。

法改正の趣旨を受け、三重県においても、県が経営する水道用水供給事業について、布設工事監督者の配置基準、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定め、並びに県が設置する専用水道について、水道技術管理者の資格を定める条例の制定を行うものです。

2 条例内容について

(1) 水道の布設工事（第二条）

水道法(第三条)により規定されている水道の布設工事について、県が経営する水道用水供給事業における水道の布設工事監督者の配置を必要とする布設工事（布設工事監督者の配置基準）を規定

(2) 布設工事監督者の資格（第三条）

水道法(第十二条)により水道事業者等に配置が義務付けられている布設工事監督者について、県が経営する水道用水供給事業に配置される布設工事監督者の資格要件を規定

(3) 水道技術管理者の資格（第四条）

水道法(第十九条)により配置が義務付けられている水道技術管理者について、県が経営する水道用水供給事業と県が設置する専用水道で配置される水道技術管理者の資格要件を規定

議案第二十一号

水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例案

右提出する。

平成二十四年二月十五日

三重県知事 鈴木英敬

水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、水道法（昭和三十二年法律第七十七号。以下「法」という。）第三十一条において準用する法第十二条並びに法第三十一条及び法第三十四条において準用する法第十九条第三項の規定に基づき、県が経営する水道用水供給事業において、工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）を置かなければならない水道の布設工事及び布設工事監督者の資格並びに県が経営する水道用水供給事業及び県が設置する専用水道に係る水道技術管理者の資格を定めるものとする。

(水道の布設工事)

第二条 法第三十一条において準用する法第十二条第一項に規定する条例で定める水道の布設工事は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 水道施設の新設工事
- 二 一日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- 三 沈殿池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(布設工事監督者の資格)

第三条 法第三十一条において準用する法第十二条第二項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 二 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 三 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、五年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 五 十年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

六 第一号又は第二号の卒業者であつて、学校教育法による大学院研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第一号の卒業者にあつては一年以上、第二号の卒業者にあつては二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

七 外国の学校において、第一号若しくは第二号に規定する課程及び学科目又は第三号若しくは第四号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

八 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であつて、一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

九 規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

（水道技術管理者の資格）

第四条 法第三十一条及び法第三十四条において準用する法第十九条第三項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

一 前条の規定により水道の布設工事監督者たる資格を有する者

二 前条第一号、第三号及び第四号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第一号に規定する学校を卒業した者については四年以上、同条第三号に規定する学校を卒業した者については六年以上、同条第四号に規定する学校を卒業した者については八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三 十年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

四 前条第一号、第三号及び第四号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第一号に規定する学校の卒業者については五年以上、同条第三号に規定する学校の卒業者については七年以上、同条第四号に規定する学校の卒業者については九年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

五 外国の学校において、第二号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

六 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

七 規則で定めるところにより、第二号から前号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

2 一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道については、前項第二号中「四年以上」とあるのは「二年以上」と、「六年以上」とあるのは「三年以上」と、「八年以上」とあるのは「四年以上」と、同項第三号中「十年以上」とあるのは「五年以上」

と、同項第四号中「五年以上」とあるのは「二年六箇月以上」と、「七年以上」とあるのは「三年六箇月以上」と、「九年以上」とあるのは「四年六箇月以上」と、同項第五号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の二分の一以上」と、それぞれ読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による水道法の一部改正に鑑み、布設工事監督者の配置基準、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

2. 議案第 44 号「三重県立自然公園条例及び 三重県自然環境保全条例の一部を改正する条例案」

1 改正内容

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が平成 23 年 8 月 30 日に公布され、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、都道府県の権限の市町村への移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを規定している関係法律を改正する等の所要の措置を講ずる必要があるため、「自然公園法」及び「自然環境保全法」の一部が改正され、平成 23 年 11 月 30 日に施行されました。

法改正の趣旨を受け、三重県立自然公園条例及び三重県自然環境保全条例においても、県立公園、自然環境保全地域において国及び県以外の地方公共団体が三重県立自然公園の公園事業の一部を執行する場合、並びに市町が三重県自然環境保全地域の保全事業の一部を執行する場合における知事への同意を要する協議を、同意を要しない協議とすることとする条例の一部改正を行うものです。

2 三重県立自然公園条例の一部改正（義務付けの見直し）

(1) 公園事業の執行（第九条）

国及び県以外の地方公共団体が、公園事業の一部を執行する場合における知事の同意を要する協議を同意の要しない協議とする。

(2) 承継（第九条の三）

国及び県以外の地方公共団体が、合併又は分割により公園事業者の地域を継承する場合における知事の同意を要する協議を同意の要しない協議とする。

(3) 認可の失効及び取り消し等（第九条の五）

公園事業に係る知事の同意の失効及び失効をした旨の届出に係る規定を削除する。

3 三重県自然環境保全条例の一部改正（義務付けの見直し）

保全事業の執行（第十条）

市町が、保全事業の一部を執行する場合における知事の同意を要する協議を同意の要しない協議とする。

三重県立自然公園条例の一部改正

○三重県立自然公園条例及び三重県自然環境保全条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第一条関係）

改正案	現行
<p>(公園事業の執行) 第九条 (略)</p> <p>2 国及び県以外の地方公共団体は、規則で定めるところにより、知事に協議して、公園事業の一部を執行することができる。</p>	<p>(公園事業の執行) 第九条 (略)</p> <p>2 国及び県以外の地方公共団体は、規則で定めるところにより、知事に協議し、その同意を得て、公園事業の一部を執行することができる。</p>
<p>3 (略)</p> <p>4 第二項の協議をしようとする者又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>一〜六 (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>4 第二項の同意を得ようとする者又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一〜六 (略)</p>
<p>5 前項の協議書又は申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>6 第二項の協議をした者又は第三項の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国及び県以外の地方公共団体にあつては知事に協議しなければならない。国及び地方公共団体以外の者にあつては知事の認可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。</p>	<p>5 前項の申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>6 第二項の同意を得た者又は第三項の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国及び県以外の地方公共団体にあつては知事に協議し、その同意を得なければならない。国及び地方公共団体以外の者にあつては知事の認可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。</p>
<p>7 前項の協議をしようとする者又は同項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出しなければならない。</p>	<p>7 前項の同意を得ようとする者又は同項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p>
<p>8 第五項の規定は、前項の協議書又は申請書について準用する。</p>	<p>8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。</p>
<p>9・10 (略)</p> <p>(承継)</p> <p>第九条の三 公園事業者である法人が合併（公園事業者である法人と公園事業者でない法人</p>	<p>9・10 (略)</p> <p>(承継)</p> <p>第九条の三 公園事業者である法人が合併（公園事業者である法人と公園事業者でない法人</p>

<p>3 (略)</p> <p>2 前項の規定により第九條第三項の認可が失効したときは、当該認可が失効した者は、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>2 2～4 (略)</p> <p>(認可の失効及び取消し等)</p> <p>第九條の五 公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第九條第三項の認可は、その効力を失う。</p>
<p>3 (略)</p> <p>2 前項の規定により第九條第二項の同意又は同條第三項の認可が失効したときは、当該同意又は認可が失効した者は、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>2 2～4 (略)</p> <p>(認可の失効及び取消し等)</p> <p>第九條の五 公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第九條第二項の同意又は同條第三項の認可は、その効力を失う。</p>

三重県自然環境保全条例の一部改正

○三重県立自然公園条例及び三重県自然環境保全条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第二条関係）

改正案	現行
<p>（保全事業の執行） 第十条（略） 2 市町は、知事に協議して、保全事業の一部を執行することができる。</p>	<p>（保全事業の執行） 第十条（略） 2 市町は、知事に協議し、その同意を得て、保全事業の一部を執行することができる。</p>

3. 議案第 71 号「三重県環境基本計画の策定について」

1 環境基本計画について

平成 9 年 6 月に策定（平成 16 年 6 月改定）した三重県環境基本計画について、環境問題を取り巻く状況変化を踏まえ、新たな計画を策定するものです。

なお、この計画は環境基本条例第 9 条第 1 項に基づく、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定します。

2 現在までの策定の経過

平成 23 年 10 月 4 日	三重県議会生活文化環境森林常任委員会 において中間案・改訂版について説明
平成 23 年 10 月 1 日～ 31 日	パブリックコメントの実施
平成 23 年 10 月 3 日～ 25 日	市町長への意見の聴取の実施
平成 23 年 11 月 9 日	三重県環境審議会において最終案の審議
平成 23 年 12 月 12 日	三重県議会生活文化環境森林常任委員会 において最終案について説明
平成 24 年 1 月 26 日	三重県環境審議会から答申

3 計画の構成

三重県環境基本計画は、次の 4 章で構成します。

(1) 第 1 章 新たな計画策定の方向性

計画策定の背景と趣旨、計画の基本的事項及びめざすべき姿と基本目標等について示します。

(2) 第 2 章 施策体系と施策内容

「低炭素社会の構築（地球温暖化の防止）」など 9 つの施策について主な課題と主要な取組を示します。

(3) 第 3 章 計画の実現に向けた仕組みづくり・基盤づくり

県民の皆さんや行政、事業者などのあらゆる主体による環境の保全を実現するための取組の視点、分野別取組方針及び各主体の役割と環境配慮の指針について示します。

(4) 第 4 章 計画の推進

計画の推進体制及び進行管理等について示します。

4 計画の目標年度

2021 年度（平成 33 年度）を目標年度とします。

(参考)

三重県環境基本条例（抜粋）

(環境基本計画)

第九条 知事は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境の保全に関する目標、施策の方向及び配慮の指針

二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ三重県環境審議会及び市町長の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。

4 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

5 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

三重県環境基本計画の概要

第1章 新たな計画策定の方向性

1. 計画策定の背景と趣旨

- 1997年(平成9年)6月 環境基本計画策定 (2004年(平成16年)6月改定:目標年度H22年度)
- 今後も環境保全への総合的な方針は不可欠であり、新しい「環境基本計画」において、持続的発展が可能な社会の実現をめざす

2. 計画の基本的事項

- 環境の保全に関する取組の基本的な方向を示すマスタープラン
- 目標年度は、2021年度(平成33年度)

3. 2004年(平成16年)改定計画による取組結果と課題

【これまでの取組】…4つの基本目標別の取組結果と課題

- I 環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築
- II 人と自然が共にある環境の保全
- III やすらぎと潤いのある快適な環境の創造
- IV 自主・協働による環境保全活動の促進

4. 環境を取り巻く時代潮流と三重県の状況

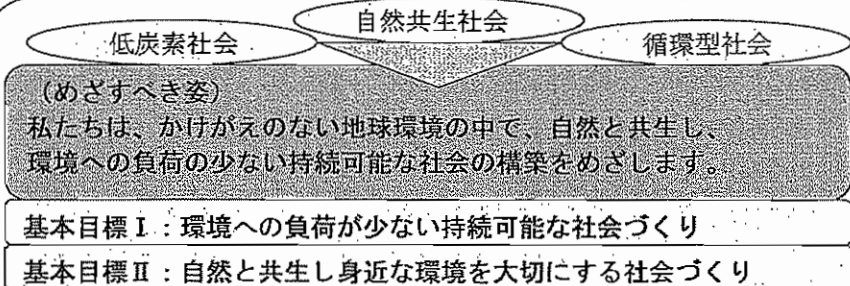
(1) 環境を取り巻く2つの大きな潮流

- ① 低炭素社会 ～温室効果ガスの削減とエネルギー問題への対応～
 - ・世界規模での議論における地球温暖化に対する危機感の高まり
 - ・東日本大震災の発生によるエネルギー問題への対応
- ② 生物多様性 ～生物遺伝資源の保全と次世代への継承～
 - ・日本は、世界有数の自然環境・生物の多様性を有する
 - ・日本での生物多様性条約第10回締約国会議の開催による世論の高まり

(2) 環境に関する三重県の状況

- ① 三重県における課題
 - ・私たち一人ひとりの生活に関わる身近なところでの環境負荷の低減
 - ・伊勢湾の再生などの広域的、施策横断的な課題の発生
 - ・獣害など人と自然とのつながりの喪失による課題の発生
- ② 県民の意識と環境問題への取組の状況
 - ・三重県の自然環境、生活環境に一定の満足(一万人アンケート)
 - ・意識が必ずしも行動につながっていない

5. めざすべき姿と基本目標



6. 目標達成に向けた三重県の施策展開のあり方

- (1) 三重県の政策展開「みえ県民力ビジョン ～県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重～」の考え方
 - ・県民力による「協創」の三重づくり
- (2) 県政運営の基本姿勢
- (3) 県の環境保全施策の進め方
 - ・環境保全分野における「協創」の取組の実現

第2章 施策体系と施策内容

1. 施策体系 2. 施策の推進

基本目標 I : 環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり

- (1) 低炭素社会の構築(地球温暖化の防止)
 - ・温室効果ガスの排出削減
「見える化」による県民一人ひとりの行動促す仕組みづくり
 - ・森林吸収源の整備
 - ・新エネルギーの導入
公共施設への新エネルギーの導入推進、木質バイオマスの活用促進
- (2) 循環型社会の構築(廃棄物対策の推進)
 - ・ごみゼロ社会の実現
生ごみの減量化・資源化の促進、市町の3R推進の支援
 - ・産業廃棄物の3Rの推進
 - ・産業廃棄物の適正処理の確保
電子マネーの普及促進
 - ・監視強化と不適正処理に対する是正の推進
監視・指導、状況に応じ行政代執行による是正の実施
- (3) 大気環境の保全
 - ・大気汚染の防止
 - ・自動車環境対策の推進
「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」の策定と削減に向けた取組の推進
 - ・騒音・振動・悪臭の防止
- (4) 水環境の保全
 - ・水質汚濁の防止
 - ・伊勢湾等(閉鎖性海域)の再生
水質総量規制、海岸漂着物対策
 - ・生活排水対策の推進
効率的・効果的な生活排水処理施設の整備
 - ・土壌・地下水汚染対策の推進

基本目標 II : 自然と共生し身近な環境を大切にする社会づくり

- (1) 生物多様性の保全および持続可能な利用
 - ・生物多様性保全活動の促進
協働による調査や保全活動の促進、獣害対策
 - ・里地里山里海の保全
 - ・希少な野生動植物の保護
 - ・水辺や沿岸の環境保全
- (2) 自然とのふれあいの確保
 - ・自然公園等の整備・活用
 - ・森林・水辺等の整備・活用
自然とのふれあいを図るための体制整備、エコツーリズムやグリーン・ツーリズムの促進に向けた環境整備
 - ・緑の保全・創出
- (3) 森林等の公益的機能の維持確保
 - ・森林環境の保全(三重の森林づくり)
生産林・環境林の整備と社会全体での森林づくり
 - ・農地環境の保全
 - ・沿岸海域環境の保全
藻場・干潟の保全と復元
 - ・水循環・浄化機能の確保
- (4) 良好な景観の形成
 - ・県土の景観の形成
 - ・農山漁村景観の保全・創出
- (5) 歴史的・文化的環境の保全
 - ・文化財等の保存・活用
新県立博物館の整備と活用
 - ・歴史的・文化的景観の保全・活用

第3章 計画の実現に向けた仕組みづくり・基盤づくり

1. 取組の視点

- 県民一人ひとりや企業などの活動によって生じる環境への負荷をできる限り小さくすることができるような社会の仕組みが求められている
- 素晴らしい環境の実現に向けた「協創」に自ら取り組むことにより幸福を実感できるような仕組みづくり・基盤づくり

2. 分野別取組方針

- (1) ひとを育てる～環境学習・環境教育の推進～
学校教育における環境教育・環境学習、地域や社会における環境学習・環境教育、環境学習・環境教育の拠点施設の活用
- (2) 担い手となる主体を広げる～環境活動の促進～
指導者の育成、環境保全活動の支援、各主体の連携による環境保全活動の促進
- (3) 環境経営を進める
環境経営の促進、環境・エネルギー関連分野への取組促進
- (4) 仕組みをよりの確に運用する
環境活動が評価される仕組みの運用、環境影響評価等の実施、公害事前審査制度の活用、環境保全協定の締結促進、公害紛争への対応
- (5) 技術・情報基盤をより充実する
研究開発の推進と促進、環境情報の迅速な提供、監視・観測等の体制の整備
- (6) 環境で貢献する
国際的な環境協力・貢献の推進、関係機関との協力、研究機関との連携

3. 各主体の役割

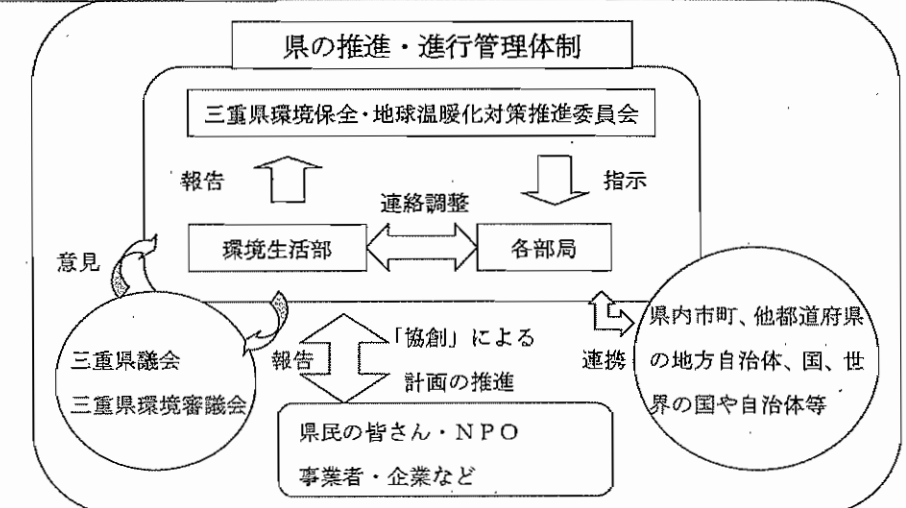
- (1) 県 (2) 市町 (3) 事業者 (4) 県民
- それぞれの役割と環境配慮の指針について記述

第4章 計画の推進

1. 計画の推進体制
2. 計画の進行管理
3. 財政上の措置
4. 計画の見直し

- 三重県環境保全・地球温暖化対策推進委員会における連携と調整による施策の総合的・計画的な推進
- 推進計画(アクションプラン)による進行管理、環境白書による年次報告

計画の推進イメージ



4. 議案第 72 号「三重の森林づくり基本計画の変更について」

1 趣旨

三重の森林づくり条例第 11 条に基づき、平成 18 年 3 月に「三重の森林づくり基本計画」を策定し、三重の森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に取り組んできました。

計画策定から 5 年が経過し、森林資源は育成から利用の段階を迎えるなど森林・林業を取り巻く状況は変化しています。

国においては、平成 21 年度に、10 年後の木材自給率 50%以上を目標に掲げた「森林・林業再生プラン」が策定され、それを推進するため森林法が平成 23 年 4 月に改正され、平成 24 年 4 月から全面施行されます。

三重県の木材生産の増大に向けて、路網等の基盤整備を進めながら、伐捨間伐から搬出間伐への転換、木質バイオマスエネルギー利用等の取組を推進していく必要があります。

また、昨年 9 月の紀伊半島大水害により山崩れ等が多数発生したこともあり、県民の安全な暮らしを守るため、これまで以上に森林の整備を進めていく必要があります。

林業の再生、災害に強い森林づくりなどをより一層推進するため、4 つの基本方針の目標の上方修正など計画内容を一部変更することとしました。

2 主な変更内容

- (1) 計画名を「三重の森林づくり基本計画 2012」に変更
- (2) 基本方針の数値目標の修正
- (3) 「具体的な施策」の内容の一部修正
- (4) 森林・林業を取り巻く社会情勢の変化、及びこれまでの取組の成果と課題を記載
- (5) 関連する諸計画との関係を記載
(森林計画制度、森林・林業基本計画との関係)

(参考：数値目標の修正)

基本方針	指標	年度	現行	変更後
森林の多面的機能の発揮	間伐実施面積	H27	80,000 ha	84,000 ha
		H37	140,000 ha	140,000 ha
林業の持続的発展	素材生産量	H27	328 千 m ³	402 千 m ³
		H37	345 千 m ³	498 千 m ³
森林文化及び森林環境教育の振興	指導者数及び活動回数	H27	500 人 2,000 回	650 人 2,000 回
		H37	750 人 3,000 回	800 人 3,000 回
森林づくりへの県民参画の推進	森林づくりへの参加者数	H27	20,000 人	30,000 人
		H37	30,000 人	40,000 人

5. 県産材利用拡大のための住宅建設補助制度の 存続を求める請願の処理経過

採択された 定例会の別	受 理 番 号	件 名	処理の経過及び結果
平成 20 年 第 2 回定例会	請 願 第 42 号	<p>県産材利用拡大のための住宅建設補助制度の存続を求めることについて</p>	<p>(取組状況)</p> <p>住宅建築への支援に関しては、平成 17 年度から 20 年度まで「三重の木」を使用した住宅建築補助を実施し、平成 21 年度からは、県内金融機関の協力を得て「三重の木」を使用した住宅ローンの金利低減が行われています。これらにより、平成 17 年度に 4,290m³であった「三重の木」の出荷量は、平成 22 年度には 9,154m³となり、平成 23 年度はこれを上回ることが予想されます。</p> <p>また、平成 23 年度には、「森林整備加速化・林業再生基金事業」により、国の緊急総合経済対策の一環として、一定量の「三重の木」を使用した住宅 150 戸に対し補助しているところです。</p> <p>(今後の取組)</p> <p>平成 24 年度においては、国の第四次補正予算を活用し、保育園等の木造公共建築物の整備を進めるとともに、民間の学校教育施設や保健・福祉施設等に対しても県産材の利用を働きかけます。</p> <p>住宅への支援については、「三重の木」の PR を行う認証事業者への支援に加え、「あかね材」を使用した住宅をモデルハウスに利用する工務店を支援するとともに、「あかね材」を一定量使用する耐震・リフォーム工事への補助制度を創設します。</p>

6.『「みえ県民カビジョン・行動計画(仮称)(最終案)」に関する意見』への回答

生活文化環境森林常任委員会

整理番号	施策名等	主担当部局名	委員会意見	回答
施策153	自然環境の保全と活用	環境森林部	活動指標の「シカの推定生息頭数」で現状の48,000頭から10,000頭に減らすことができれば成果であるが、現場感覚と違えば納得してもらえないので、農業分野での対策と連携して一体となって取組を進めてもらいたい。	<p>獣害対策においては、農業分野と林業分野での緊密な連携が必要と考えており、これまで関係部局で構成する獣害対策プロジェクトにより連携して取り組んできたところですが、来年度の組織改正において、新たに農林水産部に獣害対策課を設置し、一体的に被害防止対策と捕獲促進対策に取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>また、今年度中に、ニホンジカについて特定鳥獣保護管理計画(第3期)を策定して、捕獲数の制限緩和等により計画的な捕獲を推進してまいります。</p> <p>なお、現状値については、生息分布面積の拡大が認められたため51,800頭に修正しました。</p>

7. 「みえ県民カビジョン・行動計画(案)」(環境森林部所管分)

I 「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

政策	施策(基本事業)	主担当部局
1 危機管理 ～災害等の危機から命と暮らしを守る社会～	112 治山・治水・海岸保全の推進	県土整備部
	(11204 治山対策の推進)	農林水産部
5 環境を守る持続可能な社会 ～自然を大切にし、環境への負荷が少ない社会～	151 地球温暖化対策の推進	環境生活部
	152 廃棄物総合対策の推進	環境生活部 廃棄物対策局
	153 自然環境の保全と活用	農林水産部
	154 大気・水環境の保全	環境生活部

III 「^{ひら}拓く」～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～

政策	施策(基本事業)	主担当部局
1 農林水産業 ～食や暮らしと地域経済を支える農林水産業～	311 農林水産業のイノベーションの促進	農林水産部
	(31103 林業・森林づくりを支える技術の開発と移転)	農林水産部
	313 林業の振興と森林づくり	農林水産部

選択・集中プログラム一覧(環境森林部所管分)

緊急課題解決プロジェクト構成事業

プロジェクト名	実践取組	担当部局名	構成事業名	施策番号
【緊急課題解決1】 命を守る緊急減災プロジェクト (主担当部局:防災対策部)	【実践取組5】 「自然災害に備える基盤施設の整備に向けた課題」を解決するために	農林水産部	【公共】 沿岸地域避難路等緊急整備治山事業	112
【緊急課題解決7】 三重の食を拓く「みえフードイノベーション」~もうかる農林水産業の展開プロジェクト (主担当部局:農林水産部)	【実践取組1】 「発信力・営業力の強化に向けた課題」を解決するために	農林水産部	エコブランド「あかね材」等販売促進事業	313
【緊急課題解決9】 暮らしと産業を守る 獣害対策プロジェクト (主担当部局:農林水産部)	【実践取組3】 「集落周辺への頻繁な出現」を解決するために	農林水産部	【公共】 森林再生による野生鳥獣の生息環境創出事業	313
【緊急課題解決10】 地域を守る産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクト (主担当部局: 環境生活部廃棄物対策局)	【実践取組1】 「不適正処理事案」を早期に解決するために	環境生活部 廃棄物対策局	環境修復事業	152
	【実践取組2】 「新たな不適正処理事案の発生」を防止するために	環境生活部 廃棄物対策局	産業廃棄物処理責任の徹底促進事業	152

新しい豊かさ協創プロジェクト構成事業

プロジェクト名	実践取組	担当部局名	構成事業名	施策番号
【新しい豊かさ協創3】 スマートライフ推進 協創プロジェクト (主担当部局:雇用経済部)	【実践取組2】 「地域資源を生かした安全で安心な新エネルギーの導入」に挑戦します!	農林水産部	木質バイオマスエネルギー利用促進事業	313
	【実践取組3】 「県民の皆さんや企業と取り組む省エネをはじめとした地域づくりの推進」に挑戦します!	環境生活部	地域と共に創る電気自動車等を活用した低炭素社会モデル事業	151

南部地域活性化プログラム構成事業

南部地域活性化プログラム	実践取組	担当部局名	構成事業名	施策番号
南部地域活性化プログラム (主担当部局:地域連携部 南部地域活性化局)	【実践取組2】 東紀州地域の紀伊半島大水害からの復興を進めます!	農林水産部	新たな木質バイオマス供給拠点づくり事業	313

8. 「三重県環境基本計画・推進計画 (アクションプラン)(案)」

- 1 「三重県環境基本計画・推進計画(アクションプラン)」について
推進計画(アクションプラン)では、「三重県環境基本計画」に示した施策等について、県の取組の具体的な方向を示します。
 - (1) 推進計画(アクションプラン)の性格
推進計画(アクションプラン)は、三重県が取り組む主要施策を着実に実施するための実施計画となるものです。
 - (2) 推進計画(アクションプラン)の期間
推進計画(アクションプラン)の対象とする期間は、環境行政をとりまく状況の変化が早い中で計画の実効性を確保する必要があることや、「みえ県民力ビジョン・行動計画」との整合を図る必要があることから、2015年度(平成27年度)までの4年間とします。
 - (3) 推進計画(アクションプラン)の構成
 - ① 「三重県環境基本計画」に示した「施策体系」により「施策」ごとの指標(数値目標)を示します。
 - ② 「施策」および「計画の実現に向けた仕組みづくり・基盤づくり」について「主要な取組」の内容を示します。
- 2 推進計画(アクションプラン)の策定期間について
平成23年度中に策定します。

三重県環境基本計画・推進計画(アクションプラン) 施策の指標(数値目標)設定状況

施策体系

(基本理念)(めざすべき姿)

(基本目標)

(施策)

(施策の指標)

(主要な取組)

(取組の指標)

県民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していく

かけがえのない地球環境の中で、自然と共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築をめざす

(基本理念)(めざすべき姿)	(基本目標)	(施策)	(施策の指標)	(主要な取組)	(取組の指標)	
県民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していく	かけがえのない地球環境の中で、自然と共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築をめざす	I 環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり	(1)低炭素社会の構築 (地球温暖化の防止)	温室効果ガス排出量の基準年度比(森林吸収量を含む)	温室効果ガスの排出削減	大規模事業所における温室効果ガスの排出量の増減比率
					森林吸収源の整備	間伐実施面積(累計)(再掲)
					新エネルギーの導入	新エネルギーの導入量 木質バイオマスの供給量
			(2)循環型社会の構築 (廃棄物対策の推進)	廃棄物の最終処分量	ごみゼロ社会の実現	1人1日あたりのごみ排出量
					産業廃棄物の3Rの推進	産業廃棄物の再生利用率
					産業廃棄物の適正処理の確保	処理責任の徹底に取り組む多量排出事業者の割合
					監視強化と不適正処理に対する是正の推進	産業廃棄物の不法投棄総量 不適正処理事案における支障除去の着手件数
			(3)大気環境の保全	大気環境に係る環境基準の達成率	大気汚染の防止	工場・事業場の排出ガス排出基準適合率
					自動車環境対策の推進	NOx・PM法対策地域内の大気環境基準達成率
					騒音・振動・悪臭の防止	-
			(4)水環境の保全	河川・海域水域における環境基準の達成率	水質汚濁の防止	工場・事業場の排水基準適合率
					伊勢湾等(閉鎖性海域)の再生	水環境の保全活動に参加した県民の数
		生活排水対策の推進			生活排水処理施設の整備率	
		土壌・地下水汚染対策の推進			土壌・地下水汚染対策の実施率	
		(1)生物多様性の保全 および 持続可能な利用	生物多様性の保全活動実施箇所	生物多様性保全活動の促進	自然観察会・調査会等の実施回数(累計) ニホンジカの推定生息頭数	
				里地里山里海の保全	里地里山の保全活動の実施箇所 藻場・干潟等の保全活動対象面積	
				希少な野生動植物の保護	絶滅のおそれのある野生動植物種の保護活動の実施箇所	
				水辺や沿岸の環境保全	沿岸の浅海域再生面積(累計)(再掲)	
		(2)自然とのふれあいの確保	自然とのふれあいの場の満足度	自然公園等の整備・活用	自然とのふれあいの場の満足度(再掲)	
森林・水辺等の整備・活用	森林文化・森林環境教育の活動回数					
緑の保全・創出	森林づくり参加者数(再掲)					
(3)森林等の公益的機能の維持確保	間伐実施面積(累計)	森林環境の保全(三重の森林づくり)	森林づくり参加者数			
		農地環境の保全	農村の資源保全活動対象集落数			
		沿岸海域環境の保全	沿岸の浅海域再生面積(累計) 間伐実施面積(累計)(再掲)			
		水循環・浄化機能の確保	生活排水処理施設の整備率(再掲) 農村の資源保全活動対象集落数(再掲)			
(4)良好な景観の形成	市町、県が制定した景観に関する条例等の件数(累計)	県土の景観の形成	電線共同溝の完成延長(累計)			
		農山漁村景観の保全・創出	農村の資源保全活動対象集落数(再掲)			
(5)歴史的・文化的環境の保全	文化財情報アクセス件数	文化財等の保存・活用	-			
		歴史的・文化的景観の保全・活用	-			

計画の実現に向けた仕組みづくり・基盤づくり

(取組の分野)

(取組の指標)

(取組の分野)	(取組の指標)
(1)ひと育てる ~環境学習・環境教育の推進~	環境教育参加者数
(2)担い手となる主体を広げる ~環境活動の促進~	指導者養成講座受講者数
(3)環境経営を進める	三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS)認証事業所数(累計)
(4)仕組みをよりの確に運用する	-
(5)技術・情報基盤をより充実する	環境の保全に関する調査研究成果件数
(6)環境で貢献する	-

9. 産業廃棄物不適正処理事案への対応

9-1 (有)城南開発興業最終処分場関係

1 事案の概要

産業廃棄物の安定型最終処分場への木くず等の埋立や、廃棄物層からの一部の有害物質の検出に対して、地元住民や下流の木津川流域の住民がこれらの廃棄物の撤去を求めていましたが、現在、地元住民（長田地区住民自治協議会）と事業者の間で合意に向けての協議が進められています。

ア 処分場設置者 (有)城南開発興業 代表取締役 樋口文三郎

イ 施設の種別 産業廃棄物最終処分場（安定型）

埋立面積 62,863m² 埋立容量 335,521m³

（残余容量約 170m³、平成 18 年 4 月以降産廃の搬入はなし）

ウ 設置届出年月日 昭和 54 年 1 月 23 日

エ 設置場所 伊賀市長田字切阪 3901-1

オ 不適正処分の内容

木くずの埋立、大きな廃プラスチック類の埋立、金属くずの埋立

カ 支障等の状況

処分場放流水、周辺地下水及び下流水路等の水質調査結果では異常なし

2 これまでの経緯

(1) 公害調停について

平成 17 年 3 月、事業者が処分場の増設許可（埋立面積 18,685m²、埋立容量 210,000m³ 増加）を申請したことを契機に地元住民（伊賀市長田地区ほか）が事業者及び県を相手に公害等調整委員会へ調停を申請しました。

平成 22 年 4 月、当事者間で一度は調停案について合意を得られたものの、新たな廃棄物の搬入を禁止する条項が含まれていなかったことから、平成 22 年 7 月、最終的な合意が得られず不成立となりました。

(2) 県の不許可処分に対する不服審査請求について

平成 18 年 3 月に事業者が実施したボーリング調査において、当該処分場に埋め立てることのできない木くずが広い範囲で混入していることが確認されたため、平成 18 年 11 月 27 日付けで処分場増設許可申請については不許可としましたが、事業者は国へ行政不服審査請求を行いました。

また、平成 22 年 8 月には事業者から産業廃棄物処分業更新許可について申請がありましたが、平成 22 年 11 月 8 日付けで不許可としました。

事業者はこれについても国へ行政不服審査請求を行いました。

3 地元住民と事業者との協議

(1) 協定書の締結について

平成 23 年 6 月以降、県と長田地区住民自治協議会及び事業者との間で本事業の解決に向け協議を進めてきました。

県はこれまで事業者に対して、先の公害調停が不調に終わった要因である「今後、新たに廃棄物を搬入しない」ことについて検討するよう求めてきました。

その結果、平成 23 年 7 月、事業者が地元に対して、「今後、新たに処分場へ廃棄物を搬入しない。」「協定書締結後、国に申し立てている処分場増設及び処分業不許可処分についての不服審査請求を取り下げる。」また、「処分場は廃止まで維持管理に努める。」旨を示すに至りました。

それ以後、事業者と地元との間で、先に合意に至っていた公害調停案を基本とした内容で合意すべく、協定書の締結についてこれまで協議が進められてきました。

現在のところ、協定書の内容については、最終処分場直近地区の三軒家地区をはじめ、役員間において一定の理解を示されているものの、協定の締結まで至っていません。

(2) 事業者の行政不服審査請求の取り下げについて

この協議の中で、地元住民からは処分場の増設及び産業廃棄物処分業の更新は新たな廃棄物の搬入を意図するものであるため、不服審査請求は取り下げしてほしい。また、処分場の改変や重機等の持ち込みはして欲しくない。との意向が示されました。

県から事業者に対して、この地元住民の安心安全を求める強い意向を伝えたところ、事業者は、地元住民の意向を受け、協定書締結を待たずに平成 24 年 2 月 20 日付けで産業廃棄物処分業更新についての不許可処分に対する不服審査請求を、2 月 21 日付けで最終処分場増設についての不許可処分に対する不服審査請求をそれぞれ取り下げました。

現在、引き続き、地元住民と事業者との間で協定締結に向けた協議が進められています。

4 県の対応の考え方

県はこれまで、木くずを撤去した場合には、悪臭や水質汚濁等の二次公害の発生が強く懸念されていることから、その実施は適切でないと判断してきました。また、現在、放流水の水質等から生活環境保全上の支障は生じておりません。

県としては、処分場の改変や重機等の持ち込みはして欲しくないなどの住民の意向を最大限尊重して、従来の対応を行っていくこととします。

また、協定書についてもできるだけ早期に締結に至るよう積極的にはたらきかけていきます。

(有)城南開発興業最終処分場

増設許可申請部分
(H18.11不許可処分)

平成6年以降の増設部分

現処分場

- | | |
|-------|---------------|
| A ~ C | H18ボーリング地点 |
| ① ~ ⑥ | H23.3.22の掘削地点 |
| ア ~ ウ | H23.5ボーリング地点 |

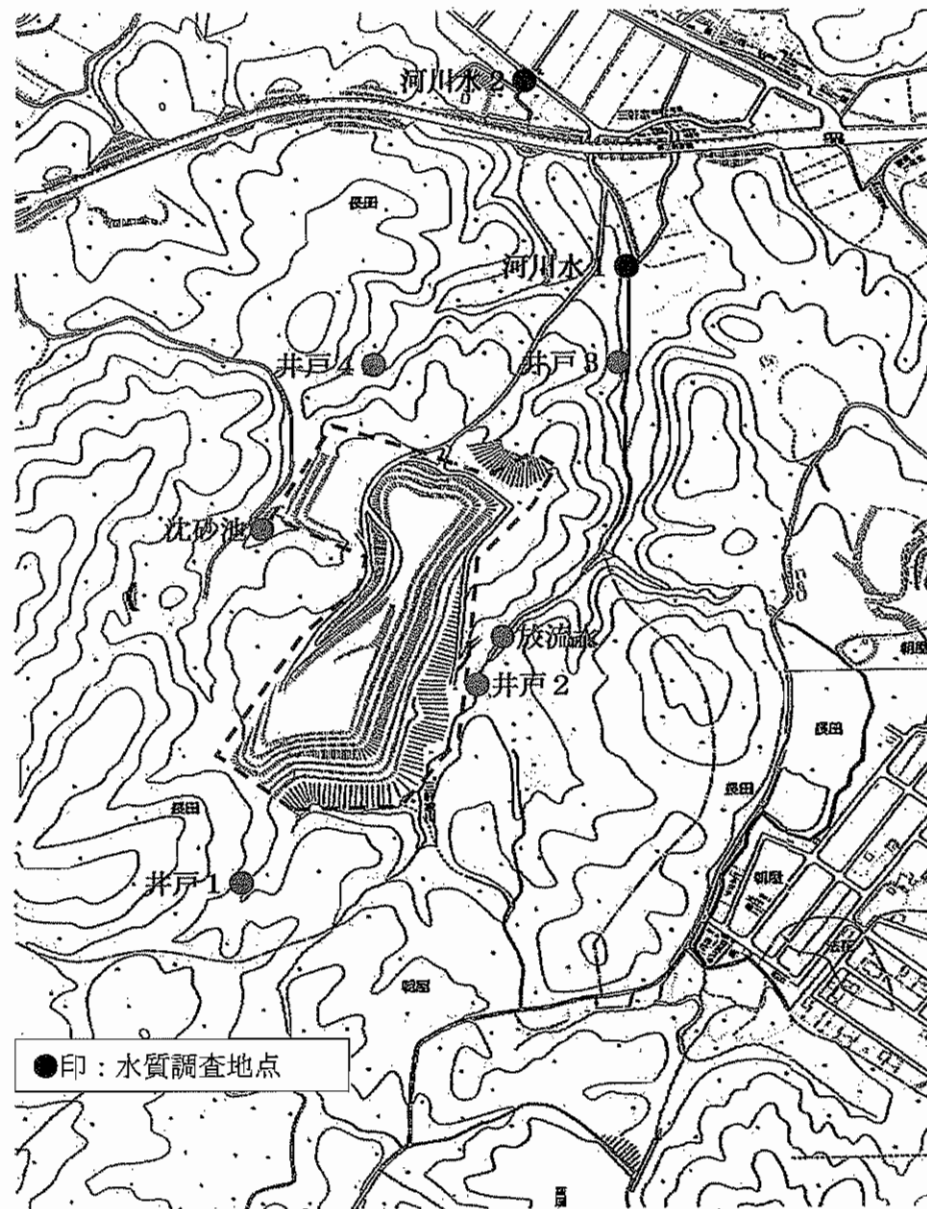
参 考

(有)城南開発興業に係る水質モニタリング調査について

1 水質監視地点及び調査実施者

- | | |
|-----------------------|---------------|
| ① 地下水 (井戸 1) : 処分場南西部 | (有)城南開発興業、三重県 |
| ② 地下水 (井戸 2) : 処分場東部 | (有)城南開発興業、三重県 |
| ③ 地下水 (井戸 3) : 処分場北東部 | (有)城南開発興業、三重県 |
| ④ 地下水 (井戸 4) : 処分場北西部 | (有)城南開発興業、三重県 |
| ⑤ 放流水 (浸透水) : | (有)城南開発興業、三重県 |
| ⑥ 沈砂池 : | 三重県 |
| ⑦ 河川水 No. 1 : 処分場東側河川 | 三重県 |
| ⑧ 河川水 No. 2 : 処分場西側河川 | 三重県 |

(有)城南開発興業最終処分場の採水地点図



9-2 産廃特措法に基づく四日市市内山事案に係る 特定支障除去等事業実施計画（案）について

1 事案の経緯等

(1) 経緯

四日市市内山町地内の産業廃棄物安定型最終処分場等において、許可品目外の産業廃棄物（木くず、紙くず）の処分や、許可容量を超える埋立が行われ、廃棄物層内で高濃度の硫化水素ガス等の発生が判明したことから、平成19年2月、緊急対策としてガスの回収処理等の行政代執行（県単事業）に着手しました。

(2) 現状

行政代執行の着手により、硫化水素ガス濃度は低下しましたが、平成21～22年度に実施した補完的調査により、廃棄物層内部には硫化水素ガスの発生原因物質（硫酸イオン、有機物）が高濃度に含まれている部分が確認され、依然として高濃度の硫化水素ガスの発生が懸念される状況にあります。

また、法面が急勾配となっている部分の崩壊が起きた場合には、硫化水素ガス等が漏洩し、周辺への悪臭の漏洩など生活環境保全上の支障のおそれがあります。

(3) 実施計画策定の目的

今後、将来にわたって周辺への影響が生じないように、覆土整形等の恒久対策を実施する必要がありますが、高濃度の硫化水素ガス等が発生している現状では、工事中の周辺への影響等が懸念されます。

このため、まず第1段階として硫化水素ガス対策を実施することとし、行政代執行に要する費用について国の財政支援を得るため、産廃特措法に基づく「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に関する計画」（以下「実施計画」という。）（案）を策定しました。

2 法に定める諸手続きの進捗状況

(1) 実施計画（案）の策定

専門的知識を有する学識経験者で構成される「四日市市内山事案技術検討専門委員会」を平成23年8月に設置し、硫化水素ガス対策等の技術検討を重ねたうえで、同法第4条に定める実施計画（案）を策定しました。

実施計画の策定にあたっては、同法第4条の規定により当該事案に関して県が講じた措置等についてのいわゆる行政対応検証を行うとともに、県環境審議会及び関係市町村の意見を聴くこととされており、次頁のとおり答申等を受けました。

【実施計画（案）の概略】（別紙概要版及び別冊 5－1 参照）

① 支障除去等の基本的な考え方

霧状酸化剤注入法による硫化水素ガス発生抑制対策の実施

② 特定支障除去等事業の内容

- ・実施期間 平成 24 年度
- ・事業の内容 霧状酸化剤の注入（新規井戸 44 地点、既設 4 地点）
- ・特定支障除去等事業に要する費用 約 1 億円

（2）行政対応検証（特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会答申：

別冊 5－2 参照）

（ア）諮問 平成 23 年 10 月 11 日／答申 平成 24 年 2 月 29 日

（イ）答申の概要

a 検証結果の概要

検証の結果、「県の対応が不十分であったことなどから不適正処理に繋がった。」との意見をいただきました。

b 再発防止策

「法務能力の向上と課題解決力を備えた人材育成を行うこと」などの意見をいただきました。

今後は、この提案を踏まえた再発防止策を講じていくこととします。

（3）県環境審議会の意見聴取

（ア）諮問 平成 24 年 1 月 26 日／答申 平成 24 年 1 月 26 日

（イ）答申の概要 当該実施計画（案）は妥当である。

（4）四日市市の意見聴取

（ア）照会 平成 24 年 2 月 7 日／回答 平成 24 年 2 月 21 日

（イ）意見の概要

- ・ 特段の意見なし。

但し、地元住民への状況報告やガス対策終了後、速やかに恒久対策に移行することなどの要望がありました。

3 今後の予定

実施計画（案）を 3 月中旬に環境省に提出し、平成 24 年度に大臣同意を得て早期の事業着手に努めます。

併せて、第 2 段階として実施する支障除去対策について、地元との意見交換も行いながら技術検討専門委員会で工法検討を進め、平成 24 年度内に実施計画を変更し、改めて環境省協議を行うための必要な諸手続きを進めるなど、地元住民の安全・安心を確保するべく早期着手に努めます。

9-3 その他の主要3事案への対応状況について

1 桑名市五反田事案

(1) 現在までの状況

平成13年度から行政代執行により不法投棄に起因した揮発性有機化合物(VOC)による地下水汚染対策を実施してきました。

平成23年度は、産廃特措法に基づく国の支援を得て、既存の水処理施設の補修を行うと共に、1,4-ジオキサンの促進酸化による処理機能を追加する改良を行い、地下水の汚染拡散防止を図る緊急対策を実施しています。(現在、施設整備中)

しかしながら、緊急対策による浄化対策は、長期にわたる水処理施設の管理が必要となり、経済的な負担が増加するほか、技術的にも汚染拡散リスクが上昇するなどの課題があります。

(2) 技術検討専門委員会の検討状況

このため、本格的な支障除去工法(恒久的対策工法)比較検討を行うため、「桑名市五反田事案技術検討専門委員会」を設置し、平成23年8月25日(第1回)、11月15日(第2回)及び平成24年1月18日(第3回)に委員会を開催し、検討結果を報告書として取りまとめています。

【委員会での検討結果】

ア 恒久的対策工法としては、高濃度汚染箇所を部分的に撤去する方向性で良いと考えられる。

イ しかし、汚染源特定の不確実性から考慮すると「廃棄物等の全量掘削処理と揚水浄化による工法」が最も適当であると判断せざるを得ない。

(3) 今後の取組予定

① 本年度内に1,4-ジオキサン促進酸化装置の設置を完了させ、平成24年度から本格的に地下水を揚水浄化して汚染地下水の拡散防止をはかります。

② 併せて、技術検討専門委員会での検討結果を踏まえ、平成24年度中に恒久的対策工法について、産廃特措法に基づく実施計画の変更同意を得るとともに、工事着手に向けた準備を進めます。

2 桑名市源十郎新田事案

(1) 現在までの状況

員弁川・藤川合流点付近の地中から回収した廃油に、高濃度の揮発性有機化合物(VOC)、ポリ塩化ビフェニル(PCB)が含まれていることが平成22年10月に判明したため、平成23年3月から廃油の流出・拡散防止を目的とした鋼矢板の設置などを実施しました。

また、油滲出防止の確実性を高めるため、油分確認エリアと河川表流水とを隔

離する藤川の瀬替え工事に平成23年12月から着手し、4月上旬に完了する予定です。

(2) 技術検討専門委員会の検討状況

本格的な支障除去工法を調査検討するため、「桑名市源十郎新田事案技術検討専門委員会」を設置し、平成23年7月29日(第1回)、10月18日(第2回)及び平成24年1月19日(第3回)に委員会を開催しました。(第4回委員会は、平成24年3月中旬に開催予定)

【委員からの主な意見】

- ア PCBが付着した廃棄物は、現時点では国内に処理施設が存在せず、直ちに処理できないことから、適正に保管できる方法等を検討する必要がある。
- イ 掘削または囲い込みの範囲を明確にし、施工可能性と経済性も考慮しながら検討を進める必要がある。
- ウ 河川への影響を防止する観点から、油分の確実な拡散防止と旧処分場外の汚染源対策を優先して検討の上、着手すべきである。

(3) 今後の取組予定

- ① 技術検討専門委員会での検討内容を踏まえて、本格的な支障除去対策工を決定し、平成24年度中に産廃特措法に基づく実施計画(案)を作成して環境省協議を進め、大臣同意を得る予定です。
- ② 併せて、油分の回収を継続するとともに、汚染区域を囲い込む拡散防止対策工を大臣同意後、速やかに着手します。

3 四日市市大矢知・平津事案

(1) 現在までの状況

平成19年1月に原因者に対し措置命令を発出するとともに、平成20年10月からは地元・学識経験者・市・県の四者による、いわゆる「四者協議」をこれまで延べ12回にわたり重ねてきました。

その結果、昨年11月23日には、地元四日市市長立会いのもと、地元連合自治会長と知事との間で「具体的な対策工法」に係る実施協定書を締結しました。

(2) 今後の取組予定

- ① 平成24年度には、国の財政支援対象外である現地測量や地質調査並びに用地測量等を実施する予定です
- ② 併せて、四者協議等における話し合いを進め、平成24年度内に産廃特措法に基づく実施計画(案)を作成して環境省協議を進め、大臣同意を得る予定です。

参 考

1 産廃特措法に基づく支援スキーム（総事業費の45%を特別交付税措置）

自主財源 (10%)	起債充当額 (90%)	
	非措置額 (50%)	特別交付税措置額 (50%)

2 産廃特措法の改正法案の概要（第180回国会にて審議中）

- ① 有効期限の延長：10年延長（平成35年3月31日まで）
- ② 早期に実施計画を策定し、現行法有効期限（平成25年3月31日）までに環境大臣に協議しなければならない

10. 「三重県海岸漂着物対策推進計画」の策定

1 本県における海岸漂着物の現状

伊勢湾沿岸では海岸管理者やボランティアだけでは対応しきれないほどの海岸漂着物が堆積、散乱しており、海岸の景観だけでなく自然環境や漁業にも影響を及ぼす状況となっています。

こうした中、県が、平成21年度及び22年度において海岸漂着物の実態を把握するため、県内93海岸の概況調査、伊勢湾内14海岸・21河川における詳細調査を行ったところ、伊勢湾沿岸で比較的多くのごみが漂着しており、特に答志島（奈佐の浜）における漂着物は、他の伊勢湾内13海岸の平均の27倍にあたる100㎡あたり196kgと非常に多くなっている現状が明らかとなりました。

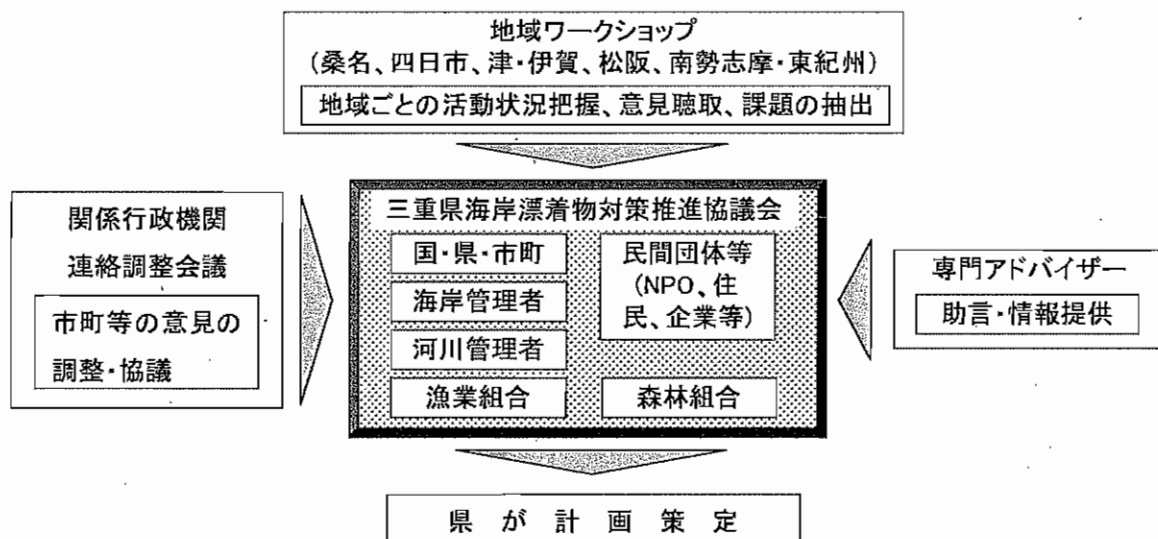
2 「三重県海岸漂着物対策推進計画」の策定

(1) 計画策定理由

海岸漂着物の円滑な処理とその発生抑制を図るため、平成21年7月に「海岸漂着物処理推進法」が公布・施行され、海岸漂着物対策に係る海岸管理者などの各主体の責務を明記されたほか、都道府県による地域計画の策定が規定されました。

(2) 検討経過

地域計画では、海岸漂着物対策を重点的に講ずる区域（重点区域）の設定、対策の内容及び関係者の役割分担等について、関係者による協議のうえ定めることとされていることから、県では、平成22年10月にNPOや企業、国、県、市町で構成する「三重県海岸漂着物対策推協議会」（座長：石原義剛（海の博物館館長））を設置するとともに、県内5地域で地域ワークショップを開催し、海岸清掃等を行う団体等の意見を聞きながら対策等を取りまとめました。



地域計画の策定にあたっての検討体制

3 地域計画(案)の概要

(1) 本県の計画の特色

①重点区域の設定

海岸漂着物実態調査の結果、主として伊勢湾沿岸において比較的多くの海岸漂着物が堆積しており、海岸の景観や環境保全に影響を及ぼしていることから、この区域を重点的に対策を講ずることが必要な区域として指定し、海岸管理者等の関係者の役割を明確にして海岸漂着物の回収・処理を行うこととしました。

また、その中でも特に漂着物が多い答志島を含む鳥羽市、志摩市周辺を県独自に最重点区域に指定し、国の財政措置に応じて優先的に回収・処理を行うとともに、ボランティアによる清掃活動が拡大・継続するよう取り組むこととしました。

なお、熊野灘沿岸についても、「重点区域に準じる区域」と設定し、地域での清掃活動等を推進していくこととしています。

②発生抑制に係る重点区域の設定

海岸漂着物の発生抑制対策は、海岸だけでなく、流域内の河川、道路等での対策が重要であることから、県内全域を発生抑制の重点区域に指定しました。

(2) 愛知県、岐阜県、名古屋市との連携

①海岸漂着物対策を検討する場の設置

三県一市の担当部局による海岸漂着物対策の検討会を設置し、県境を越えた実効性のある発生抑制対策を実施します。

②主な検討テーマ(案)

- ・海岸漂着物に関する普及・啓発
- ・発生抑制に向けた対策の実施及び清掃活動の拡大・活性化
- ・国への具体的対策の要請、財政支援の要望

4 今後の対応

地域計画案については、2月10日から3月11日までパブリックコメントを行っており、寄せられた意見を踏まえ3月中に計画を策定します。

また、3月11日には、三重県における海岸漂着物の現状を愛知、岐阜の方々にも知っていただくため、名古屋市内においてシンポジウムを開催することとしており、その場で、愛知県、岐阜県の各知事、名古屋市長からの海岸漂着物対策に向けたメッセージも披露させていただく予定です。

今後は、この計画をもとに各地域でさまざまな主体が連携した対策が拡大・活性化し、美しい海岸環境が保全されるよう取り組んでいきます。

「三重県海岸漂着物対策推進計画」(案)の概要

■本計画策定の目的

本県の美しい海岸を守っていくため、さまざまな主体の協創による相互協力と役割分担のもと、森・川・海をつなぐを大切に海岸漂着物対策に取り組んでいくことをめざして策定

■海岸漂着物の特徴

- 海岸漂着物の量・質 (1) (海岸クリーンアップ調査結果 (伊勢湾内 14 海岸詳細調査))
 量：答志島(196 kg/100 m²) ≫ 鳥羽白浜(19 kg/100 m²) > 伊勢湾沿岸(7 kg/100 m²)
 質：流木・灌木等の自然系が最も多く(8割以上)、人工物では漁業系や生活系のものが多い
- 海岸漂着物の量 (2) (海岸概況調査結果 (県内 93 海岸))
 答志島(640 個/10m) ≫ 鳥羽市・志摩市周辺(100 個/10m)
 > 伊勢湾沿岸(35 個/10m) > 熊野灘沿岸(7 個/10m)
- 漂流ごみの発生源 (ライター調査結果)
 伊勢湾流域圏から河川を通じて伊勢湾に流入していると推測
- 鳥羽市・志摩市周辺に集中 (GPS 漂流ボトル調査結果)
 伊勢湾に漂流するごみは、潮流や季節風の影響により、その多くが答志島に漂着と推定



答志島(奈佐の浜)

■海岸漂着物対策を重点的に推進する区域の指定

重点区域の選定にあたっては、海岸漂着物等の量のほか、景観(観光)、動植物等の自然環境や海岸利用への影響、清掃活動の困難性等の社会環境に係る影響を総合的に勘案し、右図のとおりとしました。

重点区域の範囲

回収・処理に係る重点区域

→木曾岬町～志摩市

最重点区域

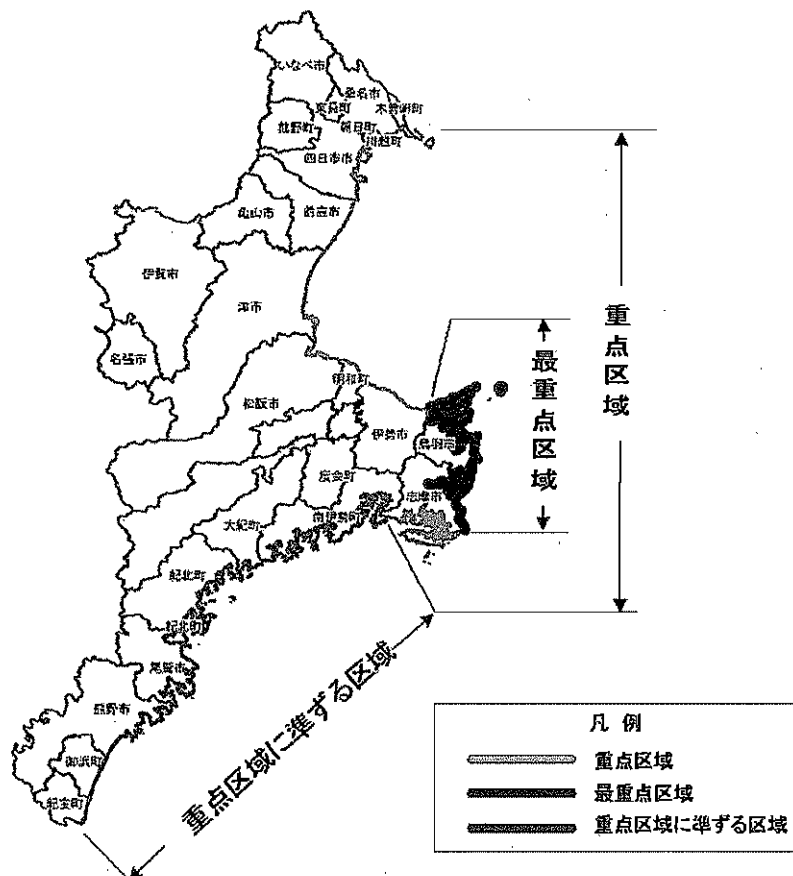
→鳥羽市～志摩市大王崎

重点区域に準ずる区域

→南伊勢町～紀宝町

発生抑制に係る重点区域

→県内全域



■海岸漂着物対策を重点的に推進する区域での対策

◎重点区域における回収・処理

○海岸漂着物の回収・処理は、海岸管理者、県、市町が民間団体等と連携し、その活動目的や自主性を尊重しながら、清掃活動を拡大・活性化します。

●各主体の主な役割

○海岸管理者の役割

- ・海岸漂着物等の計画的な回収・処理の実施
- ・民間団体等が行う回収等の支援

○県の役割

- ・海岸管理者、民間団体等への情報提供、連絡調整
- ・伊勢湾流域圏の関係機関との連携・協議及び国への調整等の要請
- ・他県に対する処理、発生抑制等への協力要請

○市町の役割

- ・市町の処理施設における受入・処理に係る協力等
- ・回収、分別、運搬に係る支援、協力等

○県民、民間団体等の役割

- ・自主的な海岸清掃活動等の実施、活動への参加

◎最重点区域における回収・処理

○国の財政措置に応じて、優先的に回収・処理を実施します。

○答志島を伊勢湾の漂着ごみの影響を象徴する場として、環境学習や清掃活動の拠点と位置付け、ボランティアによる清掃活動の継続、拡大に取り組みます。

○この区域の現状が認識され、多くの方々の発生抑制の行動につながるよう、ライブカメラ等による情報提供を行います。

○この区域での回収・処理の活動に伊勢湾流域圏から広く参加いただけるよう、船での遊覧や島内観光、海洋環境の体験学習などを組み合わせたエコツアーを地元と協力して開催します。

■発生抑制に係る重点区域に関する海岸漂着物対策

海岸ごみの多くは、私たちの日常生活を起点として森、川、海を通じて伊勢湾に流出したものが風や潮の流れにより海岸に漂着しており、さまざまな支障を生じています。海岸漂着物の発生抑制には、こうした現状を伊勢湾流域圏の県民・市民が正しく認識し、私たち一人ひとりが当事者であると問題意識を持ち行動することが重要です。

そのためには、三重県内だけでなく、愛知県、岐阜県、名古屋市とも連携して発生抑制に取り組む必要があります。

○三県一市で伊勢湾沿岸の漂着物による被害の現状を情報共有し、連携のうえ伊勢湾流域圏のみなさんに正しく周知します。

○三県一市が連携し、漂着ごみの回収だけでなく発生抑制にも貢献する「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」の拡大、活性化に取り組みます。

○これらとあわせて、さまざまな主体の協創による、不法投棄防止看板の設置、パトロールの実施、体験型環境学習の実施等にも取り組みます。

■海岸漂着物対策に係る環境学習

海岸での清掃活動等、海岸漂着物や発生抑制対策の一連の取組みに、県民が参加する体験を通じて環境学習の効果を高める。

■配慮すべき事項

○国の財政措置を活用して災害緊急時に対応

○三県一市が協力してのモニタリングの実施

○計画の推進と見直し

11. 浄化槽法定検査に係る指定検査機関

1 指定検査機関の指定について

浄化槽法第 57 条の規定に基づく指定検査機関については、現在の社団法人三重県水質保全協会（以下「水質保全協会」という。）の指定期間が平成 24 年 3 月 31 日で満了となります。

4 月以降の指定に関して、平成 24 年 2 月 15 日付けで一般財団法人三重県水質検査センター（以下「水質検査センター」という。）から申請書の提出があったことから、県において申請書の内容を審査したところ、浄化槽法施行規則に基づく指定基準及び県の審査基準に適合していたため、同法第 57 条第 1 項に基づき、平成 24 年 3 月 2 日付けで次のとおり指定しました。

(指定の内容)

名 称	一般財団法人三重県水質検査センター
代表者名	理事長 吉田弘一
所在地	津市栄町三丁目 119 番地
指定期間	平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで
検査業務を行う地域	三重県全域

水質検査センターは、役員等に浄化槽に係る業務に携わる者が関与しない法人として、平成 23 年 11 月 22 日に設立されたもので、平成 24 年 4 月 1 日から業務を開始できるよう、水質保全協会から法定検査事業を引き継ぐこととなります。

なお、法定検査機関の変更に伴う混乱が生じないように、県民に周知するとともに、水質保全協会及び水質検査センターにおいても、検査依頼者等に対して十分説明を行うこととしています。

2 水質保全協会の 7 条検査問題の対応について

(1) 7 条検査未実施物件の対応

7 条検査が未実施であった 2,603 件については、2 月末時点で 97%の対応が完了しています。浄化槽が未設置や未使用など、残りの 75 件の検査実施については水質検査センターが引き継ぐこととなります。

(2) 7条検査の期間逸脱物件の対応

水質保全協会は、7条検査の実施時期が適正期間を逸脱していた約4万3千基について、個々の設置者に適正な期間からどの程度逸脱していたかを説明し、お詫びする文書を平成23年12月1日から12月26日にかけて発送しています。

2月末時点で、この文書に対する問い合わせが322件寄せられており、その内容は、文書の趣旨を問うものが298件、浄化槽の維持管理に関する質問や相談などが21件であり、内容的に浄化槽の修繕や補償が必要となるような相談はありませんでした。

この7条検査の期間逸脱物件に関しては、引き続き、協会が責任を持って対処することとしています。

(参考) 7条検査の概要

浄化槽の設置状況等から浄化槽が所期の処理性能を有しているかを判断するため、使用開始後に行う検査（浄化槽法第7条第1項）

検査時期：新規則（H18.2.1以降）使用開始から3か月を経過した日から5か月間
旧規則（H18.1.31以前）使用開始から6か月を経過した日から2か月間

検査項目：外観検査、水質検査、書類検査

検査料金：8,000円（20人槽以下の場合）

3 適正な検査業務の確保

平成24年4月から検査業務を行う水質検査センターについては、適正かつ確実な検査業務の実施を確保するため、定期的な立入検査及び検査実施状況の報告徴収等を実施することとします。

12. 「第 11 次鳥獣保護事業計画（案）」及び 「特定鳥獣保護管理計画（案）」の策定

1 現状

ニホンジカ、イノシシ等の野生鳥獣による農林水産業への被害に対応するため、ニホンジカについては、平成 19 年度から特定鳥獣保護管理計画を策定し、メスジカの捕獲解禁、狩猟による捕獲頭数や有害鳥獣捕獲許可頭数の制限を緩和してきました。

また、平成 22 年度にはイノシシの特定鳥獣保護管理計画を策定し、ニホンジカ及びイノシシの狩猟期間を延長して捕獲数の増大を図りました。

しかしながら、農林産物被害は依然として増大傾向にあることから、第 11 次鳥獣保護事業計画並びに次期特定鳥獣保護管理計画においても、一層の規制緩和等により捕獲を促進し、農林業被害の軽減を図ります。

ニホンジカの捕獲数

(単位:頭)

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
有害オス	572	606	724	713	667	852	1,160	1,499	2,436	3,218
有害メス	19	83	209	166	298	328	657	1,602	2,322	3,023
狩猟オス	2,734	3,167	4,333	3,714	3,780	4,230	3,585	3,360	3,397	4,823
狩猟メス	0	814	1,023	909	985	1,061	2,577	3,201	2,824	4,329
計	3,325	4,670	6,289	5,502	5,730	6,471	7,979	9,662	10,979	15,393

イノシシの捕獲数

(単位:頭)

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
狩猟	3,591	5,423	5,323	5,142	4,077	4,720	4,768	5,722	4,952	7,165
有害	469	790	946	1,059	1,034	1,258	1,523	2,540	2,482	3,954
計	4,060	6,213	6,269	6,201	5,111	5,978	6,291	8,262	7,434	11,119

農林産物被害額

(単位:百万円)

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
イノシシ	78	115	125	146	80	76	147	126	151	198
シカ	180	200	118	163	198	201	248	350	346	374

2 第 11 次鳥獣保護事業計画について

(計画期間:平成 24 年 4 月 1 日~平成 29 年 3 月 31 日)

第 10 次鳥獣保護事業計画からの主な変更点は、次のとおりです。

(1) 有害捕獲の推進

イノシシ、ニホンジカ等の有害鳥獣捕獲許可期間の日数を延長します。

イノシシ、ニホンジカ 3か月以内→7か月以内

(2) 空気銃による捕獲の対象鳥獣の拡大

有害鳥獣捕獲、個体数調整等を行う方法について、大型獣類について取り逃がす危険性のない場合（止めさし）において、空気銃の使用を認めます。

3 特定鳥獣保護管理計画について

(計画期間：平成24年4月1日～平成29年3月31日)

【ニホンジカ】

(1) 推定生息数と捕獲目標の見直し

現在の推定生息頭数51,800頭から、年間17,800頭を捕獲することで、平成27年度末の推定生息頭数を約10,000頭とします。

(2) 個体数調整について

- ①捕獲数：1人1日当たりの捕獲数の上限を無制限とし、そのうちメスの捕獲を促進するため、オスを1頭までとします。但し、わなを用いる場合、オスの頭数制限は適用しません。
- ②狩猟期間：引き続き、11月1日から3月15日までとし、捕獲圧を上げることとします。
- ③有害捕獲：メスジカの捕獲促進と被害防止が的確に行えるよう引き続き、必要数の捕獲を可能とします。
- ④くくりわな：狩猟において、輪の直径が12cmを越えるものの使用を認めます。但し、松阪市、大台町、大紀町、紀北町、尾鷲市、熊野市の地域は除くものとします。

【イノシシ】

(1) 保護管理目標

イノシシに関しては、現時点で生息密度や個体数を推定する実用的な方法がないことから、農林産物被害額を保護管理の目標とし、当面の間、被害金額を過去10年間で一番低い額である7,600万円までに抑えることとします。

(2) 個体数調整について

- ①狩猟期間：引き続き、11月1日から3月15日までとし、捕獲圧を上げることとします。
- ②くくりわな：狩猟において、輪の直径が12cmを越えるものの使用を認めます。但し、松阪市、大台町、大紀町、紀北町、尾鷲市、熊野市の地域は除くものとします。

13. 包括外部監査結果に対する対応

(1) 平成22年度 包括外部監査結果に対する対応

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
1. 各研究開発機関の監査の意見及び指摘		
2. 林業研究所		
(1) 需用費（消耗品費）の契約書類の不備について【結果】		
<p>「三重県会計規則」第76条では、100万円以上の取引については契約書を作成するよう定められている。しかし、支出金額が1,433千円（税込）の需用費（消耗品費）について関連資料を依頼したところ、契約書が作成されていなかった。この理由については、三重県会計規則76条2項2号及び5号を適用して判断したとのことであるが、2号は契約と納入がほぼ同時である等、契約不履行等の危険が少ない場合に限定されるものと考えられるが、支出負担行為整理兼支出命令書決裁日（平成21年9月24日）と納入日（同年12月22日）は乖離しており、本取引に適用することは適切ではない。また5号についても、相手先は組合であり官公署とは異なるため、適用は適切ではないと考える。例外規定は出来るだけ限定的に捉えるべきである。</p> <p>契約書が作成されていなければ、契約違反や業務の遅延等の問題が発生した場合に契約内容が証明できないため、契約書は必ず作成し、当研究所にて1部保管すべきである。</p>	<p>◎対応済み 契約書作成については、三重県会計規則等を順守し、適正な会計事務を行っています。例外規定はできるだけ限定的に捉えることとしました。</p>	<p>環境森林部</p>
(2) 1者応札の契約に関する取扱について【意見】		
<p>一般的に1者応札の場合には、毎年同一業者が入札する傾向にある点及び落札率が高止まりする傾向にあるのが現状である。そこで、次のような対応をとることが考えられる。なお、下記のaは入札をより有意義なものにするための工夫であり、一方、bは、随意契約の方が優位であることを示すことができる時のみにとる対応である。</p> <p>現状、契約関係の諸手続については、県の会計規則における要求事項に準じているため下記の意見については、研究所のみの独断で対応できるものではないものが含まれている。そのため出納を所管する部署が主導して研究所と協議の上で検討することが望ましい。</p>	<p>◎対応済み 研究所で購入する試験研究機器類は、専門性が高く特殊な機器が多いため、入札業者が限られる傾向にありますが、公平・公正性・透明性・競争性の観点から原則一般競争入札を実施しています。</p> <p>入札の結果、1者応札となった場合には、出納局通知の「三重県物件関係1者入札対応について」に基づき対応しています。</p> <p>また、併せて1者入札の有効性を判断したときは、そ</p>	<p>環境森林部 出納局</p>

<p>a 関連する事業者・業界団体へのアンケート調査・ヒアリングが考えられる。例えば、入札参加登録業者に対して、以下のようなアンケートを行うことが考えられる。</p> <p>① 一般競争入札の発注情報をどこで知ったか</p> <p>② 発注情報を得ていたにもかかわらず、一般競争入札に参加しなかった時の理由</p> <p>③ 現行制度の不満点について</p> <p>なお、②については、アンケートを有用なものとするために、業務範囲外のため参加しなかったという理由は除く必要がある。</p> <p>b 特殊な技術やノウハウが要求されるため、1者応札しか見込めない業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく、随意契約への変更が考えられる。ただし、この理由が相当であるか否かについては、慎重に判断しなければならない。例えば、1者応札しか見込めない現状であって、それが特殊な技術やノウハウが要求されるという理由になるのであれば、每期、その理由について継続的にそのことがいえるかどうかの判断を行う必要がある。そして、このような手続上のインフラを整備した上で、随意契約への変更措置をとらなければならない。この際、次のようなことに留意することが望ましい。</p> <p>① 契約に関する会議においては、議事録は要求されていないが、契約方法の検証は非常に重要なことであることから、議事録をとる必要がある。しかし、議事録は、いつ、誰が、どのようなことを、どのように、何を決定したかを明確にするために必要である。そして、可能であれば、金額が大きいなどの、重要な委託業務などについては、議事録の要旨をホームページ上で公開する</p> <p>② 他者との競争が可能な部分については、切り離して発注する</p>	<p>の理由を起案文書に具体的に記録しています。</p> <p>なお、一般競争入札が原則であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号への変更については、出納局と協議し、慎重に判断していきます。</p> <p>(出納局)</p> <p>◎対応済み</p> <p>入札参加者が1者になった場合の対応方法を規定した「三重県物件関係1者入札対応について」を各所属に改めて周知するとともに、各所属が1者入札の有効性を判断したときはその理由を具体的に記録するよう指導しました。</p> <p>なお、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約への変更については、地方公共団体が行う物件関係の調達是一般競争入札が原則であることから、今後も各所属と十分協議し、慎重に判断していきます。</p>	
<p>(3) 予定価格の算定における経済面への考慮について【意見】</p>		
<p>委託業務について、前年度の契約先から見積もりをとることが多いことなどから、業務内容が変わらない限り、予定価格は一定にしている場合が多いとのことであるが、より経済的に業務委託をするためには、前期の実績工数を提示させ、前期見積と比較するなどにより無駄に工数がかかっているか、見積が大きすぎないかどうかを検討することが望ましい。</p>	<p>◎対応済み</p> <p>当所の委託業務は、庁舎管理に係る業務及び育種林整備事業であり、予定価格を算定する際には、事業内容を精査し、無駄な工数や過大な見積もりの有無について検討し、対応しています。</p>	<p>環境森林部</p>
<p>(4) 備品購入費の1者応札の契約に関する取扱について【意見】</p>		
<p>平成21年度に支出した備品購入費については、決裁書等の書類の整備、資料間の整合性の確保等、形式的な手続面については問題はなかった。しかし、一般競争入札を行った案件については、いずれも落札率が高く十分な競争性や経済性が確保されていたというには疑問が残る。</p> <p>1者応札の案件について、(2)アの意見を参考に、選定過程を再検討することが</p>	<p>◎対応済み</p> <p>備品購入においても、公平・公正性、透明性、競争性の観点から一般競争入札を実施しております。</p> <p>しかし研究所で購入する備品のうち、試験研究機器類は、専門性が高く特殊な機器が多いため、入札業者が限</p>	<p>環境森林部</p>

<p>望まれる。</p>	<p>られる傾向にあります。 そのため、出納局通知の「三重県物件関係1者入札対応について」に基づき対応しています。 また、併せて1者入札の有効性を判断したときはその理由を起案文書に具体的に記録しています。 なお、一般競争入札が原則であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号への変更については、出納局と協議し、慎重に判断していきます。</p>	
<p>(5) 使用していない農薬の計量について【結果】</p>		
<p>実際保有量を計量し、研究所作成の調査報告書（平成22年5月28日付け）とその後の使用を記録した受払簿の合計との一致を確かめたところ、1件（ディプテレックス乳剤（劇薬）、報告書残高532g）について実際残高が180g多かった。 記入漏れや不正な持ち出しによる流用のおそれがあるため、受払簿での入出管理と定期的な残高管理の双方を行い、不正な利用や盗難などを把握する必要がある。したがって、規程に定められた月には残量を測定し、その記録に基づき報告すべきである。</p>	<p>◎対応済み 林業研究所毒劇物管理規程を順守し、3か月ごとの保管量の報告にあたっては、その期間の使用実績の有無に関係なく残量を測定するよう徹底しました。</p>	<p>環境森林部</p>
<p>(6) 鍵の管理について【結果】</p>		
<p>毒劇物等の管理状況については、当該冷蔵庫が設置された部屋は施錠可能であるにもかかわらず、施錠がなされていなかった。また、劇物保管用の冷蔵庫も施錠されていなかった。 日中は施設の入り口自体が開放されている点を加味すると、現状の管理方法では不正な持ち出し・盗難の危険性が非常に高いと考えられるため、冷蔵庫に鍵を取り付ける、部屋に施錠する等、早期に現状を改善すべきである。</p>	<p>◎対応済み ご指摘の劇物については、鍵のかかる試薬保管庫に移して厳重に管理するよう改善しました。</p>	<p>環境森林部</p>
<p>(7) 研究室のセキュリティについて【意見】</p>		
<p>研究所内の各部屋については、日中は職員の出入りがあるため扉の施錠がなされていない。人の出入りがない研究室も開放されていた。棟の入り口が開放されている状況を鑑みると、使用していない部屋は施錠することが望ましい。</p>	<p>◎対応済み ご指摘の趣旨に沿い、使用していない部屋は施錠するよう徹底しました。</p>	<p>環境森林部</p>

(8) 廃棄済みの備品の台帳除外漏れ及び備品の棚卸規程の整備の必要性について【結果】

現在は処分されているにもかかわらず、備品台帳上ワープロ（昭和63年購入、平成12年処分）が記載されていた。

備品の管理については、三重県会計規則第 127 条及び三重県会計事務自己検査要綱により年 1 回確認することとなっているが、備品点数が多いことを理由に、研究所独自の方法により限定的な現物照合を行っている。そのため、持ち出しや盗難による不正な転用が発生したとしても発見できないような状態となっている。三重県会計規則第 127 条及び三重県会計事務自己検査要綱に準じた現物照合を実施する必要がある。

◎対応済み

三重県会計規則及び会計事務自己検査要綱に基づき、平成 22 年度においては、すべての備品の現物照合を行いました。

平成 23 年度以降についても三重県会計規則及び会計事務自己検査要綱に基づき、年 1 回、すべての備品の現物照合を行っています。

環境森林部

(9) 公有財産台帳と登記簿の整合性について【意見】

公有財産台帳における土地の現況地目が宅地であるにもかかわらず、登記簿上の地目は学校用地となっていた。

登記簿上の地目を変更するには経費が必要であるが、実態と台帳が乖離しているのは好ましい状況ではないため、改善を検討することが望まれる。

○改善に着手

ご指摘の趣旨を踏まえ、公有財産台帳と登記簿上の地目の不整合については、改善するよう津地方法務局と協議を進めています。

環境森林部

II. 研究所共通の意見及び指摘

(1) 需用費（消耗品費）及び備品購入費の予定価格の算定根拠について【意見】

一般競争入札を行った案件について、落札率が高いものが散見された。落札率が高いと、十分な競争性や経済性が確保されていないのではないかという疑問が生じる。

各研究所では、見積書やカタログ、インターネットでの検索や業者への問い合わせによって価格を設定し、その価格をもとに予定価格を決定しているとのことであった。

(ア) 見積書やカタログより決定している場合

特注品等の多くの企業が扱っていないものや比較的高額なもの等、一部のケースについては、取扱業者から見積書入手し、その価格をもとに予定価格を決定している。その見積書は購入時に添付されることで証拠として残される。ただし見積書の妥当性については特に検討方法はルール化されておらず、見積書の金額をそのまま予定価格とするか、見積書よりいくらか下回る金額を予定価格としているケースが多い。

(イ) インターネットや口頭確認により決定している場合

◎対応済み

入札の経済性、競争性、公平性を期するために、予定価格の算定については、実勢価格、市場価格等を適切に調査して積算するとともに、当該積算資料を添付し、適切な会計事務に努めています。

(出納局)

◎対応済み

予定価格を設定するための積算金額については、実勢価格、市場価格等を適切に調査して積算するとともに、当該積算資料を添付するよう各所属を指導しました。

出納局検査において、これらの状況を抽出にて確認し、資料の添付漏れ等のあった一部の所属に対して指導を行いました。

健康福祉部

環境森林部

農水商工部

出納局

多くの企業が扱っているものを購入する場合に、インターネットでの検索結果等をもとに予定価格を決定しているケースが見られる。インターネット等にて得た情報については、特に取り扱いが決まっておらず、それらの情報から決定した予定価格については、根拠書類が残されていない。

また、研究所においても、特に予定価格の算定に関する明確な規程はなかった。予定価格は落札決定する基準となる数値であり、その適正化は入札の競争性や経済性を確保するためには重要となる。

予定価格は、「予算の範囲内で、契約の目的になるものについて、取引の実勢価格、市場価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡及び履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする」ものであり（「三重県会計規則運用方針」より）、その定義に則って積算を行い、妥当な予定価格を決定することが望まれる。予定価格が不当に高すぎると落札率が高止まりし、参加業者の経費削減努力が損なわれるとともに、予定価格の漏洩の疑いが生じてしまう。また、不当に低すぎると入札が成立せず、再入札になり、余分な経費がかかってしまう。特に入札参加者が少数であることが予想される場合においてその業者から入手した見積書のみで予定価格を決定することは、予定価格の漏洩につながり、参加業者の経費削減意欲が損なわれてしまう。

入札の経済性、競争性、公平性を期すためにも、予定価格については数社の見積書を取る等、その妥当性を十分に検討する必要があると思われる。また、次回同じような物品を購入する際の参考になるため、文書として残しておくことが望ましい。

また、予定価格の算定過程について明確な規定がないため、予定価格の算定過程について三重県にて明確な規定を設けることが望ましい。

(2) 知的財産管理事務取扱マニュアルの更新について【結果】

三重県においては、平成20年において三重県科学技術振興センターが廃止されているが、知的財産管理取扱マニュアルや知的財産管理事務取扱要領に記載されている名称が「科学技術振興センター」の名称で現状も記載されており、組織改編に伴う更新がなされていない。

各研究所においては、現時点においても当該マニュアルに準拠した事務処理を行っているが、現状の組織形態と合致していないため形式上は各研究所が準拠すべきマニュアルかどうか不明確である。

組織再編に応じてマニュアル類を適切に更新していく必要があるとともに、各研究所単位で管理していない事項については業務に不足が生じないように本庁にて管理していることを明確にする必要がある。

◎対応済み

平成23年3月31日付けで改正された「知的財産管理事務取扱マニュアル（知的財産管理事務取扱要領を含む）」に基づき適切な事務処理を行っています。

健康福祉部
農水商工部
環境森林部

(3) 知的財産に係る台帳の充実化について【意見】		
知的財産の管理台帳として、各年度の収入が記載された表（「試験研究機関等が保有している知的財産権の実施許諾数」と、登録補償金及び各年度の登録料が記載された「特許等登録年金一覧表」が確認されたが、当初申請時から現在に至るまでの累積費用も合わせて管理し、特許取得全体に関する収益性をより明確に把握することが望ましい。	◎対応済み 知的財産の管理台帳については、農水商工部で一括管理しています。 平成 22 年度以降に出願した特許等については、農水商工部において「特許等知的財産経費一覧表」が新たに作成され、出願から取得、維持、消滅に至るまでの一連の経費を管理し、収益性がより明確になるよう改善されています。	健康福祉部 農水商工部 環境森林部
(4) 知的財産継続保持の判断について【意見】		
特許権継続の判断において、現状、維持費を上回る収入がないものは原則取り下げるといふ慣習があるが、特に明文化は行われていない。内規等により目安を例示することが望ましい。	◎対応済み 平成 23 年 3 月 31 日付けで改正された「知的財産管理事務取扱マニュアル」に明記され、新しいマニュアルに基づいて適切な事務処理を行っています。	健康福祉部 農水商工部 環境森林部
(5) 知的財産の実施許諾料の見直しルールについて【意見】		
知的財産の許諾使用料について、特許権、意匠権、実用新案権については「県特許権等の実施許諾に関する取扱要領」にて規定されており、農業研究所で保有している育成品種にかかる許諾使用料については、「三重県職務育成品種に関する運営要領」及び「職務育成品種規程の細部運用の規程」の第2の2及び「三重県職務育成イチゴ品種「かおり野」に関する運営許諾要領」第4に定めている。 しかし、各要領においては許諾使用料の見直しには触れられておらず、見直しに関する明確なルールが定められていない。 知的財産に係る使用料を算定するための実施料率等に関しては状況に応じて見直されるべき要素が含まれているケースや市場の動向を考慮して設定しているケースもあるとのことであり、要領等において定期的に見直しを行うことを明文化したうえで見直しを実施することが望ましい。	◎対応済み 平成 23 年 3 月 31 日付けで改正された「知的財産管理事務取扱マニュアル」に明記され、新しいマニュアルに基づいて適切な事務処理を行っています。	健康福祉部 農水商工部 環境森林部
(6) 研究テーマごとの支出把握について【意見】		
一部の研究所では、研究テーマごとの支出実績について、エクセル等で管理を行っていたが、事務手続きにおいて義務付けられているものではなく、自主的に行っているとのことであった。他の研究所においては、研究所全体の支出についての把握は行っているものの、研究テーマごとの支出についての管理は行われて	○改善に着手 研究テーマごとの支出実績管理については、エクセルシートにより進捗管理を行っています。 また、費用対効果については、研究テーマごとの勤務	健康福祉部 農水商工部

<p>いなかった。</p> <p>研究テーマごとの支出実績管理は、研究テーマがどの程度のコストで達成されるかを把握するために有用な情報であり、かつ、県費が適切に使用されているか否かを計るためには重要な要素であるため、いずれの研究所においても実施されることが望ましい。</p> <p>しかしながら、研究テーマごとに支出実績を把握している研究所においても、研究員の人件費については研究所の予算管理の中に含まれておらず、支出実績額としても把握されていないこと、業務補助職員等についても、勤務時間を、明確に特定の研究テーマに関連付けられない。</p> <p>そのため、いずれの研究所においても研究テーマごとの成果については、その評価制度が確立しているが、研究所にて取り組んでいるテーマにどれだけのコストがかけられているか、コストに見合った効果が得られているか、という費用対効果の側面については残念ながら計られていない。</p> <p>研究テーマごとの勤務実績管理を精緻に行うことは容易ではないが、まずは、業務日報を行うなどしてより正確なコスト管理を志向し、さらに意義深い研究評価をすることが望ましい。</p>	<p>実績管理を行う必要があり、より正確なコスト管理を行うため、まずは業務日報の整備を進めています。</p>	<p>環境森林部</p>
<p>(7) 情報管理に関する研究所固有の取り組みについて【意見】</p>		
<p>「情報セキュリティ実施手順」作成の対象外（三重県が組織として管理する情報システム及びネットワークの範囲外）とされる畜産研究所・保健環境研究所においては「情報セキュリティ実施手順」は作成されていない。しかし、このような研究所においても、例えばUSB等の利用によって重要な研究データを流出する危険性や、火災等により滅失する可能性は否定できないため、「情報セキュリティ実施手順」に準じ、情報の重要性について検討することが望まれる。</p> <p>また、「情報セキュリティ実施手順」を作成している研究所についても、詳細な情報管理マニュアルの作成が必須であると結論付けている研究所はなく、工業研究所が独自に記載したマニュアルを作成しているのみである。しかし、研究所においては、知的財産など重要な情報資産に該当する機密情報を保有していると考えられるため、このような特性を持った情報の重要性についても再考することが望まれる。そして、重要と判断された情報資産については、特別なセキュリティ対策を講じるとともに、情報の外部バックアップを実施する等の対策が求められる。</p> <p>個々の研究所の実態や情報資産の質に応じて、情報セキュリティ対策を記載したマニュアルや要領の作成の必要性について検討することが望まれる。</p>	<p>◎対応済み</p> <p>ご指摘の趣旨を踏まえ検討した結果、「情報セキュリティ実施手順」で十分対応可能であり、新たに「情報の重要性に応じた情報セキュリティ対策を記載したマニュアル作成」は不必要との結論に至りました。</p> <p>なお、本手順に基づき、情報資産の保護に努めていきます。</p>	<p>農水商工部 環境森林部</p>

(8) 固定資産に対する付保状況について【意見】

今回の調査対象研究所は、建物、動産その他高額機器（保健環境研究所及び車両の自賠責保険を除く）については保険には一切加入していないことが判明した。コストを削減するという意識が高いのは大変良いことであるが、高額精密機器が故障するリスク等、研究所で実際に機器と接する職員しか把握していないリスクがある。購入した建物、動産その他高額機器を安全かつ長期にわたって使用するには、そういった職員の意見を斟酌する必要があると考えられる。購入した備品全てについて検討するのは煩雑であると考えられるため、検討するための金額基準等を設け、該当するものに関しては付保を検討することが望ましい。

◎対応済み
現在、建物・動産その他高額機器を多数管理しており保険に加入した場合、多額のコストが生じることが想定されます。
県の場合は故障等が生じた都度、修繕・廃棄又は更新を行う方法により対応しており、その結果年間の保険料と比較するとコストの軽減が可能であるとの判断から、このような方法により対応しているところです。

農水商工部
環境森林部

(2) 平成23年度 包括外部監査結果に対する対応方針

環境森林部 (三重県環境保全事業団)

テーマ・区分・内容	対応方針
I. 包括外部監査の意見及び指摘	
1. 財団法人環境保全事業団	
(1) 設備投資計画について【意見】	
<p>ダイオキシン問題や産業廃棄物の不法投棄が社会問題化していた当時、県が取り組むべき緊急の課題であり、また、ガス化溶融処理施設の建設はその解決策のひとつであったと思われるが、100億円を超える設備投資（うち、93億円は国、県からの補助金および市町の負担金）を行う際には、県および事業団は、的確な設備投資計画を策定し、実績値が計画値と大幅な乖離が発生した場合には、速やかに計画の見直しを行うとともに計画上の収支見込みが赤字となった場合には、どの程度の財政的支援が必要かを検討すべきであった。</p>	<p>今後、このような設備投資を行う場合には、計画と実績に大幅な乖離が生じることのないよう、的確な設備投資計画を策定し、適切に進行管理を行っていきます。</p>
(2) 起案、決裁の不備について【結果】	
<p>県が損失補償を負う場合の要件が、起案書と契約書で異なっている。 県の損失補償要件の記載に差異があるのは不備があったと考えられる。損失補償契約は重要な契約であり、今後の起案、決裁事務に当たっては、適切な運用が必要である。</p>	<p>新たに損失補償契約を締結する場合には、損失補償要件等を明確にして、適切に起案、決裁事務を行っていきます。</p>
(3) 解体撤去費用の負担について【意見】	
<p>解体撤去については、運営協議会で議論され、事業団が施設の解体撤去ができるよう、県の対応が求められているところである。今後、事業団、県および市町から構成される運営協議会において、早期に解体撤去に関する時期や負担方法を定めるべきである。 なお、ガス化溶融処理施設の投資計画策定時において供用期間終了後の解体撤去費用の負担について考慮されていない。ガス化溶融処理施設のような解体撤去に多額の費用が見込まれる大型施設の投資を行う場合には、解体撤去費用についても投資計画策定時において考慮すべきであった。</p>	<p>現在、運営協議会（県、市町および事業団で構成）において、事業団の新最終処分場が計画どおりに稼働し、一定の収益が確保できることを前提に、事業団が解体撤去費用を負担する方向で議論を進めています。 今後、このような施設整備を行う場合には、将来において発生が見込まれる費用についても的確に見込んだ計画を策定することとします。</p>

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
I. 包括外部監査の意見及び指摘		
8. 損失補償・債務保証の管理等		
(1) 損失補償等の管理について【意見】		
<p>損失補償等の契約締結は当面の財政支出を伴うものではないことから損失補償等の残高は増加しやすい傾向にあり、また、損失補償等は損失補償等を受けた団体の破綻等が発生した場合に顕在化し、県は予期せぬ財政上の負担を負うという意味において発生の時期、金額が不確定な債務である。</p> <p>したがって、損失補償等の円滑な管理を行うために、関係各部局において、連携が図れるよう検討を行うことが望ましい。</p>	<p>損失補償等の管理を円滑に行うために、関係団体に対して連携が図れるよう検討を行います。</p>	<p>生活・文化部 環境森林部 農水商工部 県土整備部</p>
(2) 会計基準への準拠性について【意見】		
<p>各団体において会計基準への準拠性に疑問のある会計処理が散見された。財務諸表は、団体の財政状態を把握し、損失補償等の実行可能性を判断するための重要な情報のひとつである。損失補償等の管理と同様に、各担当部局は、各団体が所定の手続により承認された財務諸表を入手するだけでなく、各団体が作成する財務諸表が適正な会計基準に準拠して作成しているか等今後一層の指導を行われたい。</p>	<p>適正な会計基準に準拠して作成されるよう、今後も指導を行います。</p>	<p>生活・文化部 環境森林部 農水商工部 県土整備部</p>

14. 審議会等の審議状況

1 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会
2 開催年月日	平成24年1月26日
3 委員	会長 内田 淳正 副会長 青木 民夫 委員 青木 美江子 他19名
4 諮問事項	(1) 三重県環境基本計画について (2) 三重県地球温暖化対策実行計画について (3) 三重県地球温暖化対策推進条例（仮称）のあり方について (4) 四日市市内山町地内産業廃棄物不適正処理事案に係る 特定支障除去等事業実施計画について
5 調査審議結果	三重県環境基本計画及び三重県地球温暖化対策実行計画の策定について、各部会長から最終報告を行い、この答申案に基づき、三重県知事あて答申することとなった。 三重県地球温暖化対策推進条例（仮称）のあり方については、部会を設置し調査検討を進めていくこととなった。 四日市市内山町地内産業廃棄物不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画について審議を行い、この実施計画案に基づき、三重県知事あて答申することとなった。
6 備考	

2 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 水生生物保全環境基準類型指定部会
2 開催年月日	平成23年12月9日
3 委員	部会長 田中 晶善 委員 岩田 政司 他2名
4 諮問事項	水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について
5 調査審議結果	現地調査を行った後、県内河川の水生生物保全環境基準に係る水域類型の指定について事務局から説明を行い、ご意見等をいただいた。
6 備考	

3 特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会

1 審議会等の名称	特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会
2 開催年月日	平成23年12月26日
3 委員	委員長 田中 勝 委員 北見 宏介 他3名
4 諮問事項	四日市市内山事案、桑名市源十郎新田事案及び四日市市大矢知・平津事案にかかる三重県の対応の調査検討と産業廃棄物の不適正処分の再発防止について
5 調査審議結果	四日市市内山事案について、委員ヒアリングの概要を報告し、ヒアリングから抽出した課題の整理及び検討を行った。
6 備考	

4 特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会

1 審議会等の名称	特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会
2 開催年月日	平成24年1月16日
3 委員	委員長 田中 勝 委員 北見 宏介 他2名
4 諮問事項	四日市市内山事案、桑名市源十郎新田事案及び四日市市大矢知・平津事案にかかる三重県の対応の調査検討と産業廃棄物の不適正処分の再発防止について
5 調査審議結果	四日市市内山事案について、報告書素案の考え方と補充調査の実施について検討を行うとともに、調査検討報告書（素案）の審議を行った。
6 備考	

5 特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会

1 審議会等の名称	特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会
2 開催年月日	平成24年2月14日
3 委員	委員長 田中 勝 委員 北見 宏介 他3名
4 諮問事項	四日市市内山事案、桑名市源十郎新田事案及び四日市市大矢知・平津事案にかかる三重県の対応の調査検討と産業廃棄物の不適正処分の再発防止について
5 調査審議結果	四日市市内山事案について、調査検討報告書（案）を審議するとともに、桑名市源十郎新田事案については、事案の進捗、原因者及び汚染源調査の実施状況説明後、今後の調査検討の進め方を検討した。
6 備考	

6 三重県環境影響評価委員会

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会（小委員会）
2 開催年月日	平成23年12月1日
3 委員	委員長 高橋 正博 委員 寺島 貴根 他6名
4 諮問事項	一般国道368号（下太郎生拡幅）道路整備事業環境影響評価準備書
5 調査審議結果	諮問事項について環境影響評価の2回目の審議を行った。 今後、委員会調査審議結果（答申）をとりまとめることになった
6 備考	答申日（1月13日）

7 三重県環境影響評価委員会

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会
2 開催年月日	平成23年12月15日
3 委員	委員長 高橋 正博 委員 太田 清久 他12名
4 諮問事項	藤原鉦山およびその周辺次期原料山開発事業環境影響評価準備書
5 調査審議結果	諮問事項について環境影響評価の3回目の審議を行った。 今後、委員会調査審議結果（答申）をとりまとめることになった
6 備考	答申日（1月24日）

8 三重県森林審議会

1 審議会等の名称	三重県森林審議会
2 開催年月日	平成23年12月16日
3 委員	委員長 石川 知明 委員 大垣 順子他10名
4 諮問事項	(1) 伊賀地域森林計画の樹立について (2) 北伊勢地域森林計画の変更について (3) 南伊勢地域森林計画の変更について (4) 尾鷲熊野地域森林計画の変更について (5) 三重の森林づくり基本計画2012（案）について
5 調査審議結果	(1)～(4)の地域森林計画の樹立及び変更について、原案どおり答申された。(5)の三重の森林づくり基本計画2012（案）について、原案どおり答申された。
6 備考	

9 三重県自然環境保全審議会

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会
2 開催年月日	平成23年12月15日
3 委員	会長 加治佐 隆光 会員 木村 京子 他10名
4 諮問事項	みえ生物多様性推進プラン(案)について
5 調査審議結果	原案について適当と認められた。
6 備考	

10 三重県自然環境保全審議会

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会 温泉部会
2 開催年月日	平成24年2月14日
3 委員	部会長 加治佐 隆光 委員 山本 廣視 他3名
4 諮問事項	温泉動力申請2件
5 調査審議結果	許可が適当と認められた。
6 備考	

11 森林づくりに関する税検討委員会

1 審議会等の名称	森林づくりに関する税検討委員会
2 開催年月日	平成24年1月31日
3 委員	委員長 松村 直人 委員 有城 安子 他9名
4 諮問事項	森林づくりに関する税の在り方、用途等に関する事項について
5 調査審議結果	委員長を決定し、審議を継続することとした。
6 備考	